

# 施工管理基準

1) 出来形管理基準

2) 品質管理基準

平成 19 年 6 月 1 日

東近江市 水道事業所

# 第1章 一般事項

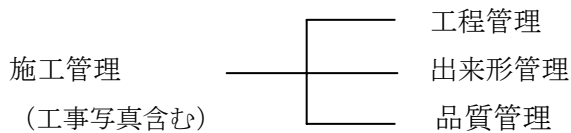
## 第1節 目的

施工管理基準は、東近江市水道工事標準仕様書に規定する工事施工の施工管理基準及び規格値の基準を定めたものであり、土木工事等の施工について、設計図書に定められた工期や工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とするものである。

## 第2節 適用

この基準は、市が発注する水道工事について適用するものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準により難しい場合は、監督員と協議のうえ施工管理を行うものとする。

## 第3節 構成



なお、これら以外に安全管理がある。

## 第4節 管理の実施

1. 請負者は、工事着手前に、施工計画書に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
2. 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
3. 施工管理担当者、試験（測定）を実施する時は、監督員に通知しなければならない。
4. 請負員は、試験（測定）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
5. 請負人は、試験（測定）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し監督員の請求に直ちに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。
6. 請負人は、試験（測定）記録写真を、実施の都度、撮影して整理しておかななければならない。

## 第2章 管理項目及び方法

### 第1節 工程管理

請負人は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク (PERT) 又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、漏水修繕または維持工事の当初工事計画が困難な工事内容については、省略するものとする。

### 第2節 出来形管理

1. 施工管理計画に出来形を管理する工種、管理項目等を定めて手順よく実施し、測定記録をその都度整理しておかなければならない。施工完了後、明視できない個所（埋戻し又は水没する箇所等）においては、特に慎重に実施しなければならない。
2. 出来形は「出来形管理基準及び規格値」（表2-2）に定める管理項目及び測定基準により実測し設計値と実測値を対比して記録した出来形調書又は出来形図を作成するものとする。  
なお、これらの資料は、出来形管理報告書として監督員に提出しなければならない。

### 第3節 品質管理

1. 施工管理計画書に品質を管理する工種、試験（測定）項目、試験方法等を定めて手順よく実施し、試験（測定）記録をその都度、整理して考察を行い、その結果を確認するとともに、問題点については適切な措置を講じなければならない。
2. 品質は「品質管理基準」（表3-1）に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表等を作成するものとする。なお、これらの資料は品質管理試験報告書とし監督員に報告しなければならない。
3. 試験区分で「必須」となっている試験項目はすべて実施しなければならない。ただし、小規模工事については、設計図書又は監督員の指示により実施するものとする。また、試験区分「その他」となっている試験項目は、特記仕様書等の設計図書又は監督員の指示により実施するものとする。

### 第4節 規格値

請負人は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

### 第5節 是正措置

実測値が規格値に対して偏向を示したり、ばらつきが大きくなる等、工事目的物の出来形及び品質に問題を生じる恐れがある場合は、適切な是正措置を講じなければならない。なお、実測値が規格値を満足しない場合は、その原因を究明し改善策をたてて監督員に報告するとともに、監督員の指示を受けなければならない。

## 第6節 測点管理

1. 請負人は測点管理図（水道工事平面図使用）を作成し監督員に提出し協議すること。
2. 出来形管理及び写真管理において測点毎に測定及び撮影を実施すること。
3. 屈曲部、分岐部、管継ぎ手部に角度をつけた箇所等においてはすべて管理すること。
4. 測点においては、50mごとに1箇所の割合を最小回数とし、口径変更があった場合は、その都度管理を行うものとする。

